

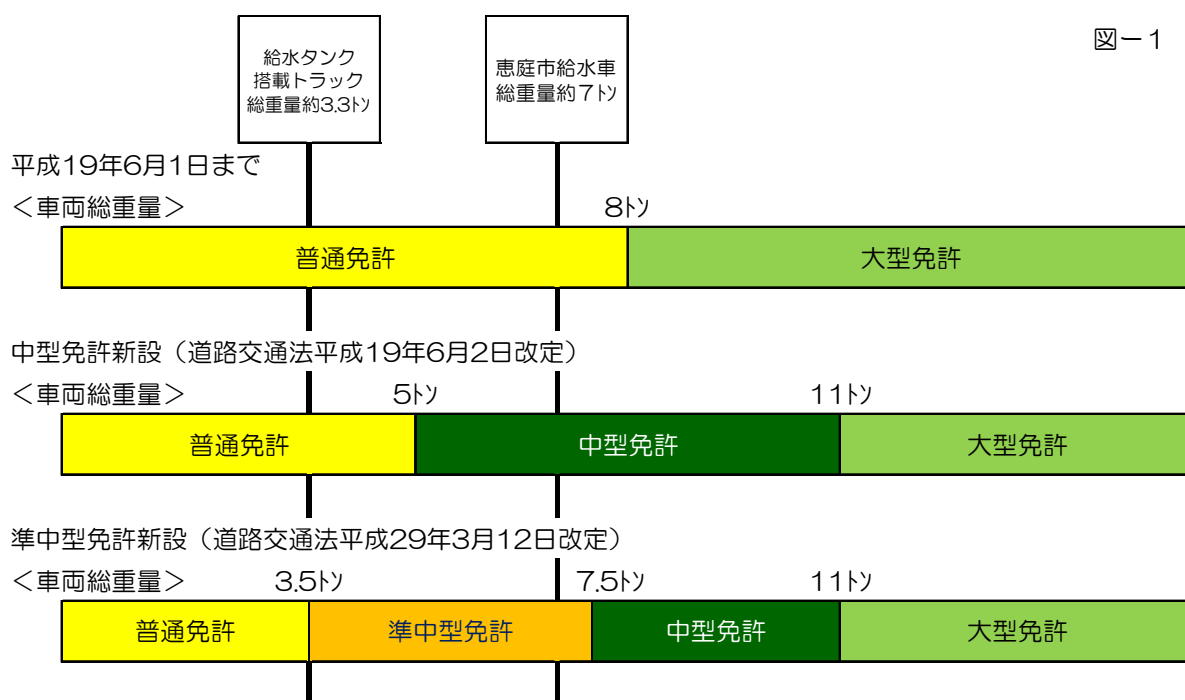
恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱について

1. 経緯について

本市では、地震等の災害で大規模断水等が発生した時に備え、給水車（総重量約7トン）及び給水タンク搭載トラック（総重量約3.3トン）を各1台保有しています。

訓練時や災害時には、職員が当該給水車を運転操作していますが、平成19年6月及び平成29年3月の道路交通法の改正により、普通自動車免許で運転可能な車両の重量区分の縮小変更（図ー1）により、給水車（総重量7トン）の運転可能な職員が減少しています。

また、今後においても、給水車の運転可能な免許所持職員が減少していくことが明らかであることから、恵庭市水道事業ビジョン方針に掲げる「災害対策・危機管理体制の強化」に基づく、応急給水体制の整備、強化を目的に、「恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱」を策定するものです。



2. 給水車の運用について

給水車は主に災害時の応急給水活動を目的としていますが、通常時においても、下記のとおり運用を図っています。

- ①災害時の応急給水活動
- ②漏水事故に伴う応急給水
- ③応急給水訓練
- ④その他（給水車の維持管理）

3. 給水車運用に係る職員の状況

本市の災害時応急給水については、恵庭市職員災害対策マニュアルにおいて、水道対策部給水班を15名配置していますが、現在、給水車の運転が可能な職員は、6名（内土木職5名）にとどまっています。

平成19年と平成29年に道路交通法改正による運転可能な重量限定変更に伴い、水道部への職員配置（異動）による増減はあるものの、今後については、運転可能な職員数が増加することはありません。

4. 交付要綱策定に係る主な交付要件について

要綱を策定にあたり、円滑かつ継続的な運用を図るため、車両や対象者等について下記のとおり要件を定めます。

- 1) 助成対象運転免許種別について、既存の給水車の運転が可能な「準中型自動車免許（5トン限定解除含む）」とします。
- 2) 助成対象者について、恵庭市企業職員（会計年度任用職員、再任用職員及び申請年度に退職する職員を除く。）であって、水道対策給水班で普通運転免許を有する職員を対象とします。
- 3) 助成対象経費を、指定自動車教習所における経費（入学金、教習料金等）、諸経費（適正検査料、検定料、教科書代、写真代等）の全額とします。

ただし、金額については、初回受験までとし、再試験等に係る費用については、申請者負担とする。

以上の要件のもと、水道部職員の一定の運転可能な職員を確保すること、さらには、継続した災害時における応急給水の対応を可能とすることを目的に「恵庭市企業職員運転免許取得助成要綱」を策定します。

恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、恵庭市企業職員が給水車の運転免許の取得に要する経費を助成することにより、運転免許の取得を促進し、水道事業の円滑な業務推進を図ることを目的とする。

（助成対象運転免許）

第2条 助成の対象となる運転免許（以下「助成対象運転免許」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許とする。

2 前項に規定するもののほか、法第91条の規定により、準中型車（5トン）に限る免許の条件を解除する場合も対象とする。

（助成対象者）

第3条 助成の対象者は恵庭市企業職員（会計年度任用職員、再任用職員及び申請する年度に退職する職員を除く。）で法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有するものとする。ただし、第6条に規定する申請書を提出する時において、既に法第84条第3項に規定する準中型自動車免許、中型自動車免許（8トン限定）を取得している者は、対象としない。

（対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第2条に規定する免許の取得に係る費用のうち、次に掲げる経費とする。

- （1）法第99条に規定する指定自動車教習所における経費（入学金、教習料金等）
- （2）諸経費（適性検査料、検定料、教科書代、写真代等）
- （3）その他市長が必要と認める経費

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の全額とする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者は、所属長を経由して、運転免許取得申請書（様式第1号）を公営企業の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、運転免許取得承認（不承認）通知書（様式第2号）により審査結果を申請者に通知する。

2 前項の審査結果は、前条に規定する申請書を受理した日に属する年度の末日をもって、その効力を失う。

（助成金の交付申請）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、助成対象運転免許を取得したときは、運転免許取得助成金交付申請書（様式第3号）に、支出を証する書類及び運転免許証の写しを添付し、速やかに管理者に提出しなければならない。

(助成の交付及び通知等)

第9条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、運転免許取得助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により審査結果を申請者に通知する。

2 申請が適正と認められるときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第10条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱の規定に基づく免許の取得後、5年以内に自己都合により職員として勤務しないこととなったとき。

(2) 虚偽の申請をしたことが明らかになったとき。

(3) 前各号のほか、管理者が必要と認めるとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から実施する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

運転免許取得申請書

恵庭市公営企業 恵庭市長 様

申請者
所属
職・氏名

恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

運転免許の種類	☐ 準中型自動車免許 ☐ 準中型車（5 トン）に限る免許の条件解除
教習予定施設	（名 称）
	（所 在 地）
	（電話番号）
教習の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
所属長意見	所属長職氏名

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

恵庭市公営企業
恵庭市長

運転免許取得承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった運転免許取得申請について、恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱第7条の規定に基づき、承認（不承認）の決定をしたので通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市長への報告を要することを申し添えます。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

運転免許取得助成金交付申請書

恵庭市公営企業 恵庭市長 様

申請者
所属
職・氏名

恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱第8条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

取得免許	☐ 準中型自動車免許 ☐ 準中型車（5トン）に限る免許の条件解除	
免許取得費用	円	
助成金請求額	円	
助成金振込口座	金融機関名・支店名	
	預金種類	普通・当座
	口座番号	
	口座名義（カナ）	
	口座名義	
資格取得年月日	年 月 日	
添付書類	（1）取得した運転免許証の写し （2）取得にかかる費用（教習料等）の払込領収証の写し等 （3）その他	
備 考		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

運転免許取得助成金交付（不交付）決定通知書

様

恵庭市公営企業
恵庭市長

年 月 日付けで交付申請のあった運転免許取得助成金については、恵庭市企業職員運転免許取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

交付決定額	円	
助成金振込口座	金融機関名・支店名	
	預金種類	普通・当座
	口座番号	
	口座名義（カナ）	
	口座名義	
振込予定日	年 月 日	
備 考 （不交付の理由）		